

令和7年度 荒川区新エコ助成事業の手引き

申請受付期間 令和7年5月1日(木)～令和8年2月27日(金)

※予算額に達した場合は、上記受付期間内であっても受付を終了しますので、ご了承ください。

助成対象者

個人	・荒川区に住所を有する方 (住民票等に記載のある、自宅として 居住している住宅に機器等を設置・施工 する方)
事業者	・荒川区に事業所を有する方 ・荒川区に集合住宅を所有する方
管理組合	・荒川区内集合住宅の管理組合

【注意事項】

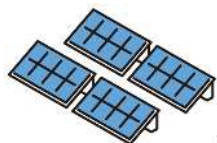
令和7年度から助成対象機器等を設置完了後の
申請(事後申請)に変更しました！

対象機器の設置が完了した後、
必要書類一式を揃えた上で申請してください。

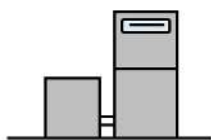


助成対象機器等

太陽光発電システム



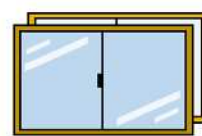
エネファーム



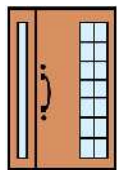
蓄電システム



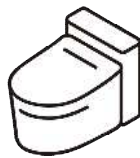
高断熱窓への改修



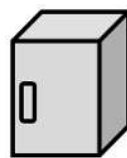
高断熱ドアへの改修



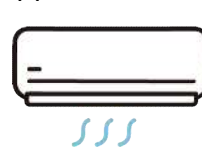
節水トイレへの改修



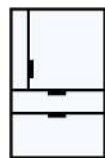
宅配ボックス



省エネエアコン



省エネ冷蔵庫



直管型LED照明器具
への改修



ZEH等



書類提出先・問い合わせ先

荒川区 環境清掃部 環境課 環境推進係 新エコ助成担当
〒116-0002 荒川区荒川1-53-20 あらかわエコセンター3階
電話：03-5811-6463 または 03-5811-6850
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く月～金)

【荒川区ホームページ】



助成条件

- ・特別区民税・都民税(または法人住民税)及び国民健康保険料を滞納していないこと。
- ・同一年度内において同一住所(設置又は施工場所)での助成金交付は、各助成項目につき1回限りとします。
- ・申請者情報、領収書宛名、口座名義等は同一名義のものに限ります。
- ・**助成対象機器の設置完了日から1年以内(※)かつ、受付期間内(令和8年2月27日まで)**に申請書類一式を提出できること。
 - ※ ⑪ZEH等については住宅の引渡し日から1年以内とします。
- ・助成対象の項目に対して、区から他の助成金等を受けていないこと。
ただし、助成対象経費が重複しない助成金制度(不燃化特区の助成等)については併用申請可能。
※事業者は、産業経済部が実施する「中小事業者向けGX経営推進補助金」において本事業と同一項目の申請をしていないこと。
※節水トイレについて、福祉部が実施する「介護保険住宅改修」または「高齢者住宅改修給付事業」でトイレ改修についての給付金等を受けていないこと。
- ・国または都の補助事業については、併用先の事業で禁止されていない限り併用申請可能。
- ・機器等を設置する住宅の販売・譲渡を目的としていないこと。
- ・設置する機器等は新品・未使用であること。(リース及び中古品等の設置は対象外)

注意事項

- ・荒川区内業者とは、領収書・内訳書の発行者住所が荒川区内で記載されている業者です。
- ・提出書類の「領収書、内訳書の写し」については、**本体費用と施工費用の内訳が明記**され、原則、各項目が税抜価格で表示された、助成対象項目のみが記載されたものをご提出ください。
- ・助成金額の算出元となる助成対象経費は、対象機器等の**本体費用のみ(消費税除く)**です。
設置等にかかる施工費、既設機器の処分費等は対象外経費となります。
- ・ポイント使用やクーポン等による値引き分(東京ゼロエミポイント含む)は、助成対象経費から除きます。
- ・申請に必要な書類以外で、審査上必要な書類の提出を、別途お願いすることがあります。
- ・交付申請の審査において、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- ・令和6年度に助成金の交付を受けた機器と同一のものについては助成対象外となりますが、令和6年度に交付を受けていない機器については助成対象となります。
例) 令和6年度に対象製品のエアコン2台を購入し、1台目については令和6年度の助成金交付を受けた場合、2台目については今年度の助成対象となります。

申請の手続き

